

第2回大和地域審議会資料

◇目次

委員名簿	1
地域審議会の概要	2
審議会の設置に関する協議書	3
柳川市地域審議会の経緯	5
合併協定項目の進捗状況	6
答申と対応状況	21
新市建設計画の執行状況	35

■大和地域審議会委員名簿

	氏 名	機関・団体及び役職	
1	石川 貢	クリーン連合会理事	
2	稲又 暁子	大和町文化協会ちぎり絵部長	
3	江崎 三子生	柳川農業協同組合理事	
4	蒲池 一彦	公募委員	
5	河野 宇充	大和町商工会副会長	
6	小柳 哲朗	大和町漁協代表者（大和羽瀬漁協組合長）	
7	高山 和夫	柳川市体育協会副会長	
8	成清 和加野	大和町商工会女性部部长	
9	半田 眞弓	柳川市民生委員児童委員協議会理事	
10	久富 利幸	公募委員	
11	藤野 満夫	柳川山門医師会	
12	松藤 宏和	大和町商工会青年部部长	
13	松藤 義生	柳川市行政区長代表委員協議会副会長	会長
14	武藤 修司	P T A連合会副会長	新
15	横山 美代子	柳川農業協同組合女性部大和支部長	副会長

(五十音順)

■地域審議会の概要

1 制度の趣旨

市町村が合併することにより、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念や不安に対応し、また、新市の施策全般に住民の意見をきめ細かに反映することができるよう、平成 11 年に合併特例法の改正により創設された制度です。

2 地域審議会の設置

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきもので、新市において必ず置かなければならないものではありませんが、本市では、法定協議会の協議の結果、旧 1 市 2 町それぞれに設置することにしました。

3 設置の手続き

地域審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関で、条例を制定し、設置しなければなりません。また、合併特例法第 5 条の 4 の規定により、合併関係市町村は、合併前に地域審議会の設置を決定することとされています。

本市の場合、平成 16 年 8 月 22 日に各市町で地域審議会の設置について議決しています（同年 8 月 23 日告示・次ページ参照）。

4 設置期間

合併日（平成 17 年 3 月 21 日）から平成 27 年 3 月 31 日まで

5 地域審議会の役割

地域審議会は次のような事項について審議し、市長に意見を述べることとなります。

- ① 新市建設計画の変更に関するもの
- ② 新市建設計画の執行状況に関するもの
- ③ 新市の基本構想の作成・変更に関するもの
- ④ その他市長が必要と認めるもの

6 任期

2 年。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。
（※現委員の任期は平成 20 年 2 月 14 日～平成 22 年 2 月 13 日）

7 公開

会議は原則として公開で行いますが、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができます。また、審議会に使用した資料や議事録は、市のホームページなどで積極的に情報公開に努めます。

■ 審議会の設置に関する協議書

柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の廃置分合に伴う 地域審議会の設置に関する協議書

平成 17 年 3 月 21 日から柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町を廃し、その区域をもって新たに「柳川市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定により、「柳川市」に廃置分合前の柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の区域（以下「設置区域」という。）ごとに、地域審議会を設置することとし、同条第 2 項の規定により、当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
柳川地域審議会	廃置分合前の柳川市の区域
大和地域審議会	廃置分合前の大和町の区域
三橋地域審議会	廃置分合前の三橋町の区域

（設置期間）

第 2 条 審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（所掌事務）

第 3 条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 4 条 審議会の委員の数は、それぞれ 15 人以内とする。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者
(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。
(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成16年8月23日

柳川市長 河野 弘史 印

大和町長 石田 宝蔵 印

三橋町長 矢ヶ部広巳 印

■柳川市地域審議会の経緯

□H16. 08. 22 地域審議会設置に関する議決（翌 23 日告示）

□H17. 03. 21 1 市 2 町合併

□H17. 07. 26 第 1 回柳川市地域審議会開催（3 地域同時開催）

◇第 2 回以降は各地域ごとに開催

◇任期 2 年（H19. 07. 25 まで）

◇任期中計 6 回開催

※審議会では、新市の現状に関する説明、新市建設計画の概要説明、総合計画策定に係る報告等を受け、それらの事項についての審議を行った。

□H18. 06. 09 地域的課題に関する答申

※地域における現状や課題などの地域特性を考慮し、計 4 回の協議を経た上で、委員の意見を取りまとめて地域的課題（要望事項）を答申した。

□H20. 02. 14, 15 （改選後）第 1 回地域審議会開催

■合併協定項目の進捗状況

□合併協定項目について

合併協定項目とは、合併協議会において協議する事項で合併に関する基本事項や法等により合併までに決めておく事項、事務事業でも住民生活に深く関係する事業を協定書という形でまとめたもので、項目数は各合併協議会の判断で異なりますが、柳川市では以下の40項目となっています。

その中で、合併までに調整のつかないもの（期間的に無理なものや新市が成立しないと実施できないものなど）を未調整項目としていますが、新市の一体感の醸成のためにも、早期の調整が求められており、毎年度進捗状況を把握しながら、未調整項目の着実な解消を進めています。

以下の合併協定項目のうち、下線部分が平成20年12月現在の未調整項目、枠囲みはその進捗状況（予定）です。

1 合併の方式

柳川市、大和町、三橋町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月21日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「柳川市」とする。

4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、現在の柳川市役所（柳川市大字本町87番地1）の位置とする。
- 2 現在の柳川市役所を柳川庁舎、大和町役場を大和庁舎、三橋町役場を三橋庁舎と呼称する。
- 3 庁舎の利用方式は、本庁方式とし、各市町の現庁舎に窓口業務を置く。ただし、本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散する。
- 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討する。

5 財産及び債務の取扱い

- 1 1市2町の財産（公有財産・出資による権利・基金）及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

- 2 基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

6 地域審議会の設置

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、柳川市、大和町、三橋町の各区域において設置する。
- 2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議 条文省略(3, 4p 参照)

7 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項(在任特例)の規定を適用し、現在の1市2町の議員は、合併の日から1年7カ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 地方自治法第91条第1項の規定に基づく議会議員の定数は、24人とする。ただし、在任特例期間終了後、最初に行われる議会議員の一般選挙における議員の定数は、30人とする。
- 3 公職選挙法第15条第6項の規定に基づく選挙区は、設置しない。

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会等に関する法律第3条及び同法施行令第1条の3に定める要件により、新市に一つの農業委員会を設置する。
- 2 1市2町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号(在任特例)の規定を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定適用後、初めて実施する農業委員会の一般選挙における、選挙による委員の定数及び選挙区の取扱いは新市において調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 柳川市、大和町、三橋町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- 3 給与、任用、配置その他の身分の取扱いは、公平に取り扱うものとする。
- 4 職名は、合併時に統一する。

10 地方税の取扱い

1 地方税の税率

- (1) 個人住民税の均等割は、年額3,000円とし、所得割は現行のとおりとする。
- (2) 法人住民税の均等割は、現行のとおりとし、法人税割の税率は、柳川市の例による。
- (3) 固定資産税は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用する。
- (4) 特別土地保有税、軽自動車税及び市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- (5) 入湯税は、柳川市の例による。

2 地方税の非課税、減免

- (1) 非課税は、現行のとおりとする。
- (2) 減免は、合併時までに調整する。
- (3) 入湯税の課税免除は、柳川市の例による。

11 特別職の身分の取扱い

特別職（行政区長及び消防団員は除く。）の身分は、その設置、人数、任期、給与及び報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等は、法令の定めるところによる。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額は、合併時までに調整する。
- 3 行政委員会の委員数及び任期は、法令の定めるところによる。報酬の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 4 審議会、委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
 - (2) 1市、1町、1市1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
 - (3) 人数、任期及び報酬額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 5 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
- 6 新市の職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。

12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・決定された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- 2 合併後、旧市町の区域に暫定的に施行するもの

3 合併後、逐次制定し、施行するもの

13 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら、合併協定項目「新市の事務所の位置」の確認事項並びに下記の「新市における事務組織及び機構の整備方針」により整備する。

1 新市における事務組織及び機構の整備方針

- (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

14 使用料・手数料の取扱い

- 1 使用料は、施設の内容及び建設年度が異なり、また、地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとし、減免規定は合併時まで調整する。ただし、同一または類似する施設の使用料は、新市において統一するよう努める。
 - (1) 柳川市民会館使用料は、住民が利用しやすいように、合併時までに見直す。
 - (2) 小・中学校施設及び温泉給湯の使用料は、柳川市の例による。
 - (3) 公園、漁港、道路及び行政財産の使用料は、合併時に統一する。
 - (4) 水路使用料は、新市において調整する。
- 2 手数料は、合併時に統一する。

15 一部事務組合等の取扱い

- 1 1市2町内で構成する一部事務組合
 - (1) 柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日に至るまでの事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。
 - (2) 柳川、三橋下水道組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日に至るまでの事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。
- 2 1市2町を越えて構成する一部事務組合
 - (1) 有明広域葬斎施設組合、大川市外1市2町衛生組合、柳川市外三カ町土木組合、花宗太田土木組合及び東山老人ホーム組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 3 構成市町村が多数の一部事務組合等
 - (1) 福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
 - (2) 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合については、当該組合と協議を行

い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に消防団員等公務災害補償等共済基金に加入する。

(3) 福岡県自治会館管理組合については、当該組合と協議を行い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退する。

(4) 福岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日までに調整する。

(5) 福岡県南広域水道企業団については、当該企業団と協議を行い、柳川市及び大和町が合併の日の前日に当該企業団を脱退し、新市において合併の日に当該企業団に加入する。

(6) 有明広域市町村圏協議会については、当該協議会と協議を行い、合併の日の前日に当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

4 土地開発公社等

(1) 柳川市土地開発公社は、合併の日に定款変更等を行い、新市の土地開発公社として存続する。

(2) 三橋町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散し、合併の日に新市の土地開発公社にすべての財産を引き継ぐ。

(3) 大和町開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

16 町・字の区域及び名称の取扱い

1 町・字の区域については、現行のとおりとする。

2 町・字の名称については、次のとおりとする。

(1) 「大字〇〇（従来の名称）」中「大字」を削除する。

(2) 「柳川市大字〇〇」を「柳川市〇〇」とする。

「山門郡大和町大字〇〇」を「柳川市大和町〇〇」とする。

「山門郡三橋町大字〇〇」を「柳川市三橋町〇〇」とする。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、各団体の実情・自主性等を考慮しながら、次のとおり取り扱うものとする。

1 1市2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう支援に努める。

2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう支援に努める。

3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

18 各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助金等審査会（仮称）を早急に設置し、交付基準等を検討した上で、合併後2年間で調整する。

ただし、統合された各種団体に対する補助金・交付金については、新市の補助金交付基準が整備されるまでの間は、現行の制度・交付額を基本に調整する。

19 慣行の取扱い

- 1 市章及びシンボルマークは、合併時までに公募し、協議会で決定する。
- 2 市の花・木・歌、市民憲章及び宣言は、新市において調整する。
- 3 行事（式典等）は、合併時までに調整する。
- 4 姉妹都市等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて調整する。
- 5 表彰は、新市において調整する。

旧柳川市がオランダのブレードルウィーデ市と姉妹都市を締結していましたが、相手方も合併しており、ここ数年、交流の実態もないのが現状です。また、姉妹都市解消の実例がなく具体的な手続きが不明なため、話が進んでおりません。

20 国民健康保険事業の取扱い

- 1 税率、賦課方式等
 - (1) 国民健康保険の税率は、医療費等の動向を考慮しながら、合併時に統一する。
。（1人当たりの平均保険税額は、現在各市町ほぼ同額であるので、16年度の平均保険税額に医療費の増減分を加味した額となるよう調整する。）
 - (2) 賦課方式は、医療保険分を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式、介護保険分を所得割、均等割、平等割の3方式とする。
 - (3) 納期は、大和町、三橋町の例により年10期（6月～翌年3月）とし、算定は柳川市の例により7月本算定とするよう調整する。
 - (4) 徴収方法は、現行の口座振替及び納付書納付を新市に引き継ぐ。
- 2 国民健康保険保険給付費支払準備基金
 - (1) 国民健康保険保険給付費支払準備基金（国民健康保険財政調整基金）は、新市に引き継ぐ。
- 3 給付事業
 - (1) 保険給付事業（出産育児一時金及び葬祭費）は、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 高額療養費貸付事業は新市においても引き続き行い、貸付金額等の事業内容は合併時までに調整する。
 - (3) はり、きゅう、マッサージ施設利用事業の国民健康保険分は、柳川市の例により調整する。
- 4 保健事業
 - (1) 啓発事業の健康優良表彰事業及び医療費通知事業は、新市において事業を引き継ぎ、他の事業は合併時までに調整する。
 - (2) 単独事業のうち、健康診査事業は新市に引き継ぐ。人間ドック事業は三橋町の例により実施し、他の単独事業は合併時までに調整する。
- 5 国民健康保険運営協議会

- (1) 国民健康保険運営協議会は新市で新たに設置し、委員構成については類似団体と比較し、合併時までに調整する。

21 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業については、新市において法令の定めに基づき実施する。
- 2 介護保険事業の実施方法については、合併時までに調整する。

22 行政区の名称及び区域の取扱い

- 1 行政区の区域は、当面現行のとおりとし、新市において見直す。
- 2 行政区の名称は、現行のとおりとする。ただし、同一名の行政区については、合併時までに調整する。
- 3 行政区の組織、行政区長及び隣組長（班長）の業務内容、報酬等は、合併時までに調整する。

行政区適正化委員会（H19.11.27 設置）で協議し、H20.10.6 に市長に対して意見書が提出されましたが、具体的な是正の方法や基準は今後庁内で検討していく予定です。

23 広報広聴の取扱い

- 1 広報
 - (1) 広報紙は、発行日、発行回数及び配布方法を合併時までに調整する。
 - (2) 声の広報は、協力を得ている各ボランティア団体と協議し、合併時までに調整する。
 - (3) 市勢要覧は、新市において速やかに発行する。
 - (4) ホームページは、新市において開設する。
 - (5) 情報公開制度は、合併時までに調整する。
- 2 広聴
 - (1) 行政への意見・要望の聴取の方法は、新市において調整する。

24 消防団の取扱い

- 1 1市2町の消防団は、合併時に再編する。
- 2 団員の年齢は、18歳以上とする。
- 3 団長、副団長及びその他の役員の任期は、1期2年とする。
- 4 消防団の定数は、729人以内とする。
- 5 新市の消防団は、団長1人、副団長3人とする。ただし、合併年度及びそれに続く4年度間は、団長3人、副団長7人とし、団長のうち1人を総括団長とする。
- 6 報酬及び費用弁償については、合併時までに統一する。

25 消防防災の取扱い

- 1 防災会議は、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- 2 水防協議会は、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。
- 3 災害対策本部は、合併時に組織を編成する。

26 人権に関する事業の取扱い

- 1 人権啓発事業等
 - (1) 人権啓発事業は、差別のないまちづくりを推進するため、各市町の取り組みを尊重し、新市において、より積極的な啓発に努める。
 - (2) 人権擁護及び同和問題に関する条例は、合併時に統一する。
- 2 男女共同参画事業
 - (1) 男女共同参画を推進するため、新市において行政組織体制を確立し、行動計画の策定及び事業の推進に努める。
 - (2) 男女共同参画推進協議会は、新市において設置する。

27 納税に関する取扱い

- 1 地方税の納期
 - (1) 個人住民税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
 - (2) 法人住民税は、現行のとおりとする。
 - (3) 固定資産税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
 - (4) 入湯税は、柳川市、大和町の例による。
 - (5) 市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- 2 納税方法
 - (1) 口座振替及び納付書で行うものとする。
 - (2) 納付については、口座振替を推進する。
 - (3) 大和町の納税組合及び前納報奨金は、合併時に廃止する。

28 窓口の取扱い

- 1 昼休みの対応など窓口サービスは、住民サービスを向上させるよう合併時に統一する。
- 2 総合窓口については、大和町の例をもとに、新市において速やかに導入を図る。
- 3 夜間、休日サービスを向上させるため、自動交付機を各庁舎に設置する。

29 各種福祉事業の取扱い

- 1 総合福祉
 - (1) 民生児童委員及び主任児童委員は現状のまま新市に引き継ぎ、委員数は新市において調整する。
 - (2) 民生児童委員及び主任児童委員活動費は支給し、支給額は新市において調整する。
 - (3) 民生委員推薦会委員数は、合併時に法定数内で調整する。

- (4) 災害弔慰金は、現行のまま新市に引き継ぐ。償還は半年賦償還とする。
- (5) はり・きゅう・マッサージ施設利用事業の一般会計分は、三橋町の例をもとに合併時まで調整する。
- (6) 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 22 年 12 月の一斉改選時まで、地元の要望を聞き、県と協議を行なっていく予定です。

2 高齢者福祉事業

- (1) 1市2町で取り組んでいる国・県補助事業は、現行の実施方法・メニュー等を調整し、新市において実施する。
- (2) 敬老祝金支給事業は、三橋町の例をもとに調整する。
- (3) 高齢者生きがい活動支援通所事業は、平成16年度から国の補助が廃止されるので、介護予防事業の機能訓練B型（いきいきクラブ等）に漸次移行する。

3 障害者福祉事業

- (1) 国・県の法定及び補助事業は、現行の実施方法等を調整し、新市において推進する。
- (2) 施設間の相互利用事業及び訪問入浴サービス事業は、新市において推進する。
- (3) 身体障害者自動車改造助成事業は、柳川市の例による。
- (4) 重度障害者に対する見舞金の支給は廃止し、障害者福祉タクシー利用券支給事業の充実を図る。
- (5) 自動車燃料費助成事業は、廃止する。
- (6) 障害者福祉計画は、1市2町で策定した計画をもとに、新市において新たに策定する。

4 児童福祉事業

- (1) 保育所徴収金（保育料）の階層区分は、大和町及び三橋町の例による。
- (2) 保育所徴収金は、合併時に統一する。
- (3) 第3子からの保育所徴収金は、柳川市の例により無料とする。
- (4) 学童保育事業（児童館を含む）は、現行のまま新市に引き継ぎ、地域の要望等を踏まえて充実する。
- (5) 特別保育事業及び子育て支援短期利用事業は、柳川市の例により促進する。

30 保健事業・医療制度の取扱い

1 がん検診等事業

- (1) 各種がん検診等事業は、1市2町の実施内容が同じであり、新市において引き続き実施する。

2 健康づくり事業

- (1) 食生活改善教室（食生活改善推進員養成講座）は、統合する方向で調整する。
- (2) 健康まつりは、合併時まで調整する。
- (3) 新世紀健康まちづくり推進基本計画は、新市において実施していくよう努め

る。

(4) 単独事業は、合併時までには協議・調整する。

3 老人保健事業

(1) 健康診査及び各種肝炎ウイルス検診は、1市2町とも法の定めにより実施しているため、新市において引き続き実施する。

4 母子保健事業（健診・健康相談）

(1) 1市2町で行っている各種健康診査事業は、新市において継続し、内容を充実する方向で調整する。

(2) 健康相談事業は、合併時までには柳川市のメニューを基本に調整する。

5 予防接種事業

(1) 1市2町で行っている各種予防接種事業は、新市において継続する。

(2) 予防接種健康被害調査委員会は、新市において新たに設置する。

6 介護予防事業

(1) 介護予防事業は合併時までには事業メニューを調整し、新市において継続する。

7 救急医療対策

(1) 医師会の救急医療業務（在宅当番医制・病院群輪番制）及び歯科医師会休日救急診療は、新市において引き続き加入する。

8 各種医療制度

(1) 老人医療は法に基づく事業であり、また、重度心身障害者医療費、乳幼児医療費及び母子家庭等医療費は県事業であるため、新市において継続する。

31 水道事業の取扱い

1 水道料金等

(1) 料金に関する取扱いは、柳川市、三橋町の例による。

(2) 加入金は、柳川市、三橋町の例による。

(3) メーター使用料は、廃止する。

2 徴収事務等

(1) 料金徴収方法は、大和町の例による。

(2) 料金の減免は、現行のとおりとする。

(3) 工事補助は、柳川市の例による。

3 手数料

(1) 設計手数料は合併時に廃止し、その他の手数料は、柳川市、三橋町の例による。

32 環境衛生事業の取扱い

1 ごみ処理及びし尿処理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例による。

3 生ゴミ処理機等設置補助は、調整して新市に引き継ぐ。

4 環境衛生に関する事業は、合併時までには調整する。

5 環境審議会は、新市において新たに設置する。

6 新市において、環境基本法に基づく環境基本計画を策定する。

平成 20 年度中に市の事務事業に関する地球温暖化対策実行計画を策定し、21 年度中に環境基本計画を策定する予定です。

33 商工・観光事業の取扱い

1 商工業事業

- (1) 商工業振興施策は、商店街空き店舗活用事業や商品券発行事業などの事業を積極的に取り組めるよう新市において調整する。
- (2) 企業誘致制度は、新市において優遇措置を盛り込んだ新たな制度を創設する。また、大和町における産炭地域振興施策は、新市に引き継ぐ。
- (3) 中小企業経営支援は、合併時まで調整して新市に引き継ぐ。経営安定資金融資信用保証料補助金は、柳川市、大和町の例をもとに調整する。

2 観光事業

- (1) 観光振興施策は新市に引き継ぐとともに、新たに地域の特色を生かした施策を展開する。
- (2) 観光基本計画は、新市において地域の観光資源を総合的に有効活用して新たに策定する。
- (3) 1市2町で行われている各種イベントは、地域の活性化を図るため、新市において地域性、趣旨などを尊重して調整する。

3 勤労者、消費生活事業

- (1) 雇用促進事業、消費生活相談事業、勤労者福祉事業などは新市に引き継ぐ。

平成 20 年度中に策定する予定です。

34 農水産事業の取扱い

1 農業

- (1) 地域農業マスタープランは、新市において新たに策定する。
- (2) 農業振興地域整備計画は現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを検討する。なお、農業振興地域整備に係る協議会は、合併時まで調整する。
- (3) 地域水田農業ビジョンは、新市において統一する。
- (4) 農業振興に関する国・県補助事業は、生産者ニーズに応えるため最大限に活用し、新市において積極的に推進する。
- (5) 1市2町の単独の農業振興事業は、事業の趣旨、実績、効果を的確に把握し、新市において調整する。
- (6) 認定農業者、担い手の生産組織などは、新市に引き継ぐ。
- (7) 農業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

- (8) 農業生産基盤の整備は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (9) 土地改良事業の受益者負担金元利償還金補助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 20 年 6 月に策定済みです。

2 緑化の推進

- (1) 緑化推進事業は、新市に引き継ぐ。

3 水産業

- (1) 水産業の振興は、新市において積極的に事業を推進する。
- (2) 福岡県水産振興対策事業の負担割合は、新市において統一する。
- (3) 有明海の早期再生のため、新市においても国・県と連携し、積極的に漁場の保全に努める。
- (4) 水産業生産基盤の整備及び計画は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (5) 漁業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

補助率（25%）は統一済みです。平成 20 年度中に交付要綱を整備し、21 年 4 月に施行する予定です。

35 建設事業の取扱い

1 道路

- (1) 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、道路種別は、新市において見直す。
- (2) 道路整備計画については、新市において新たに策定する。また、事業実施については、新市において調整する。
- (3) 用地費、補償費の基準について、合併前からの継続事業分は現行のとおりとし、新規事業分は合併時に統一する。
- (4) 市町道の管理については、新市で速やかに調整する。

都市計画マスタープラン策定（平成 20 年度）後に策定する予定です。

2 水路

- (1) 水路（クリーク）及び水辺環境保全に対する取り組みは、新市においても積極的に推進する。
- (2) 水路整備について、合併前からの継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- (3) 水路管理条例は合併時に新たに制定し、水路の管理方法は新市で速やかに統一する。

平成 20 年度中の調整に向けて、地元との協議準備等を進めています。

36 都市計画事業の取扱い

1 都市計画区域等

- (1) 都市計画区域は新市に引き継ぐこととし、新市において必要に応じて見直す。
- (2) 都市計画マスタープランの策定及び法定の都市計画審議会の設置は、新市において速やかに行う。

都市計画マスタープランは都市計画基礎調査と同業務で、平成 18 年度に着手しており、平成 20 年度中に策定の予定です。

2 都市計画関連事業

- (1) 柳川駅東部土地区画整理事業は、新市に引き継ぐ。
- (2) 密集住宅市街地整備促進事業は、新市に引き継ぐ。
- (3) 街路事業は新市に引き継ぐ。一部の街路については都市計画マスタープランの策定及び都市計画決定の際に見直す。
- (4) 公園整備事業は、現在の整備計画を新市に引き継ぐとともに、公園管理については合併時まで調整する。
- (5) 緑の基本計画は、新市において速やかに策定する。
- (6) 国土調査事業は、新市に引き継ぐ。なお、大和町の一部については数値法により再調査を実施する。
- (7) 公共下水道事業は、現状のまま新市に引き継ぐとともに、その他の下水道事業は新市において調整する。
- (8) 景観条例は、新市において制定する。

都市計画マスタープランの策定後、その方針に基づき平成 23 年度を目途に策定の予定です。

37 公営住宅事業の取扱い

1 施設整備

- (1) 1 市 2 町の公営住宅の整備計画は、新市に引き継ぐ。
- (2) 「公営住宅ストック総合活用計画」は、新市において速やかに策定する。

2 使用料等

- (1) 使用料(家賃)は、公営住宅法及び公営住宅法施行令に基づき算出するため、新市において現行の料金体系を引き継ぐ。
- (2) 住宅管理(設置)条例及び条例施行規則は、新市において制定する。

38 学校教育事業の取扱い

1 学校教育施設

(1) 各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備計画を作成し、小・中学校の均衡ある整備を行う。

2 学校教育事業

(1) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助費は、柳川市の例による。

(2) 修学旅行実施基準は、柳川市の例による。

(3) 教育研究所は、新市に引き継ぎ、より一層の拡充、整備を図る。

3 通学区

(1) 通学区は、合併後も当面は現状のままとし、新市において住民の意向を踏まえ児童生徒数の動向並びに小・中学校の適正規模及び適正配置の観点から検討を行う。

4 学校給食

(1) 学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐ。

(2) 柳川市の中学校給食は、合併後早急に検討し実施する。

(3) 1食単価、給食回数は、三橋町の例による。

(4) 給食費は、大和町の例による。

(5) 基本メニューは、合併時に統一する。

39 生涯学習事業の取扱い

1 社会教育・体育施設

(1) 生涯学習施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。なお、住民の教育向上及び健康保持のために、充実した施設環境の整備に努める。

(2) 公民館施設及び体育施設は、合併時に休館日・開館時間帯を統一し、その他の施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 公民館

(1) 市民の地域活動を促進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる校区等を単位とした公民館を整備する方向で検討する。

新市において、財政的な負担を考慮しながら公民館の適正な管理運営に努める。

(2) 大和町中央公民館・三橋町中央公民館は、それぞれ大和町公民館、三橋町公民館として、新市に引き継ぎ、新たな公民館組織は合併時までに調整する。

(3) 町内公民館(分館)の建設補助金は、大和町の例による。なお、公民館の活動補助金、館長謝礼等は、合併時までに調整する。

コミュニティセンターの施設整備については、整備後の管理体制や財政面を含め、整備計画を庁内で検討中です。

3 図書館

(1) 図書館・図書室を有効活用するため、合併後速やかに図書館利用カード1枚

で対応できるようネットワークを整備する。

(2) 図書館サービス（休館日・利用時間・貸出冊数等）は、合併時に統一する。

(3) 大和町雲龍の館の図書室は、拡充する方向で検討する。

4 各種講座・行事・大会

(1) 共通する各種講座・行事・大会は合併時に統合し、その他の事業は合併時まで調整する。

5 文化財

(1) 国・県指定、市・町指定文化財は、新市に引き継ぐ。

(2) 新市において、文化財の指定基準を設け、適切な保護に努める。

40 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

■大和地域審議会答申と対応状況

平成 17 年 11 月 22 日、市長が旧大和町の地域の課題に関する意見を求め、大和地域審議会に諮問しました。これを受け、地域審議会では地域の状況や課題などを把握するために 4 回の討議を重ね、平成 18 年 6 月 9 日に答申を行いました。

平成 20 年 10 月現在の答申に対する対応状況は以下のとおりです。

1 交通手段の確保 (P173 : (2) 交通手段の確保)

～生涯学習事業に参加する際などに交通手段がなく、交通手段を持たない高齢者にとっては不便であり、バス等の交通手段の検討を要望します。

対応課	企画課
18年度末 対応状況	大和町区域での福祉巡回バスの運行は、交通空白地帯の解消に向け、柳川市バス対策協議会の中で運行コースやダイヤなどの運行形態を十分に検討する必要があります。
19年度末 対応状況	平成 18 年 10 月 1 日に福祉巡回バスの運行ルートを変更した際、大和地域の福祉バスについても水の郷へ連絡するように設定し平成 19 年 3 月まで試験運行しましたが、大和地域は全く利用がありませんでしたので、廃止しています。
20年度 (H20.10) 対応状況	福祉巡回バスの路線拡大など、交通空白地域対策については、8 月に設置しました「柳川市地域公共交通会議」の中で今後協議していく予定です。 なお、検討に当たっては、現在、無料で運行しています福祉センター送迎バスの見直しも含めて、総合的に考えていく必要があると考えています。

2 特産品の振興（P128, 129：（1）地域産業の振興、（3）流通・販売体制の充実）

～旧大和町はノリをはじめ多くの特産品がありますが、地産地消や販売促進など十分に対応できていない状況にあります。中島商店会等の関連団体と連携して既存の販売拠点（中島の朝市等）の強化を行うことはもちろん、新規に直売所を設置（ピアス跡地等）するなど、特産品の販売促進を要望します。

対応課	商工振興課、農政課、水産振興課、産業活性化推進室
18年度末 対応状況	<p>平成18年12月26日、JAによる直売所「ふれあいの里大和」がオープンしました。販売品目は、農産品を中心に大和地区の特色を生かし、佃煮や有明海産のアサリ貝等の水産物も一部含まれ、地産地消の趣旨のもと可能な限り水産物の品目も拡大されていくことと思われま。</p> <p>中島の朝市については、朝市の歴史、雰囲気、風情があるため、地元商店街の振興と併せ、強化していくことを考えています。</p> <p>農産物としては、ナス、トマト、イチジクなどがありますが、特に施設イチゴやアスパラガス等は市場参入する余地があり、今後とも経営面積の拡大を図ります。また、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン等の既存野菜を契約栽培等により安定生産できる新たな特産品として計画します。</p> <p>加工品としては、巨峰ワイン、イチジクの甘露煮、イチジク・イチゴのジャムがあります。柳川農産物特産品づくり推進協議会では、特産品の開発や宣伝活動を行っており、18年度はイチジクのジャムを杉森高校と、イチジクのリキュールを目野酒造と共同開発し、市民まつり等で販売しました。</p> <p>水産物としては、福岡県有明海海苔共販漁連において、「福岡のり」ブランド化推進委員会が平成18年5月に設置され、地域ブランド商標登録に向けたPR活動及び消費拡大に向けた取組がなされています。また、貝類についても、有明海産アサリとして、有明海漁連において試験販売を実施し、PRを含めた取組みがなされています。</p> <p>なお、観光バス等も立寄れる「道の駅」のような直売所を併設した施設については、設置箇所を含め、庁舎内関係課や農協・漁協等の関係機関と十分な調査研究を行い検討していく必要があります。</p>
19年度末 対応状況	<p>農産物については、巨峰のワイン、イチジク・イチゴのジャム、冷凍イチゴの製造及び将来を見据えた高価弁当等の加工品の開発を柳川農産物特産品づくり推進協議会で行い、園芸作物を中心にJA柳川の直売所を拠点に地産地消を進めています。また、新規作物として、ブロッコリーの作付栽培延長、蕾菜の栽培、べにさつまの加工品（栗きんとん、大学芋、いが栗揚げ等）の研究をしています。今後とも、市内農産物の青果物の振興はもとより、付加価値を付けた特産品の開発研究を行い、地産地消の推進をします。</p> <p>水産物については、ふれ愛の里大和において有明海産のアサリを販売しま</p>

	<p>したが、生産者とふれ愛の里との販売体制の調整がつかず、出荷ができなくなりました。ふれ愛の里としても、アサリの直売は大きな目玉としていましたので、今後も生産者との調整を行い、再度、出荷できる体制づくりを検討していくこととなります。</p> <p>また、「福岡のり」のブランド化については、有明海共販漁連が主体となって、県、市と連携しながら、PR活動及び自主販売を実施し、海苔の消費拡大に努めています。平成19年度は、ロゴマーク、マスコットキャラクターの商標登録を行い、福岡空港に「福岡のり」のPR看板を設置し、県庁の売店等で販売するなど、本格的にPR及び販売活動を行っています。</p> <p>なお、他の特産物についても、現在、農山漁村活性化プロジェクトにおいて、直売所と絡めて、農政課を中心に協議を進めています。</p> <p>また、国道443バイパス等の道路交通網の条件向上から、道の駅等の休憩・直販施設計画に伴い開設時に柳川の特産品を使った柳川四季の弁当を農協女性部と杉森高校の協力で試作しました。</p> <p>流通販売体制の充実では、道の駅等の休憩・直販施設計画を関係各課プロジェクトチームで調査研究し、平成20年度の新しい事業課、産業活性化推進室へと引き継ぎました。</p>
<p>20年度 (H20.10) 対応状況</p>	<p>直売所の設置については、近年、市内にも民間による直売所の設置・運営が数多く見られるようになり、民業圧迫等の問題も想定されるため、行政として慎重な取組みが求められています。</p> <p>このことから、今年4月の機構改革で設置された産業活性化推進室において、現在、道路利用者の休憩所としての機能と情報発信・地域連携の機能を併せ持つ公共性・公益性のある「道の駅」について、先進地の事例等を参考に候補地の選定や概算建設費の算出、建設スケジュールの検討や道路管理者等関係機関との協議など、調査研究を進めているところです。</p> <p>中島の朝市については、中島商店街、大和町商工会の連携のもと、商店街の振興とあわせ、期間限定のイベント（ガチャポン）を企画したり、西鉄柳川駅の到着ホームには柳川を紹介する写真の一つに朝市の写真を掲出しています。</p> <p>農産物については、柳川市農業振興活性化会議が平成19年度に発足し、その専門部会で開発に必要な組織や加工専門職家の指導を受けながら開発研究をしていく計画です。</p> <p>米・麦・大豆の加工品研究、園芸作物を使った漬物や酒の開発研究等を推進するとともに、共同販売出荷に漏れた作物の販売研究を行っています。</p> <p>また、四季の弁当の夏冬分の試作を行います。</p>

	<p>アサリの「ふれ愛の里」への出荷については、生産者と有明海漁連で調整中ですが、「ふれ愛の里」の販売ルールと、生産者からの要望に開きがあり、調整が困難であるため、販売までには時間がかかりそうです。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

「福岡のり」については、引き続きPR及び販売活動を実施しており、今年度は、共販漁連が事業主体となり、国庫補助事業による「福岡のり」の販売路拡大を目指しています。

3 水路の浄化 (P178 : (1) 水量の確保、P179 : (2) 水質の浄化、P136 : ⑤土地利用型農業・園芸農業の推進)

～旧大和町では、ノリ生産の時期に特に水路の悪臭が強くなり、住民の生活環境が悪化しています。ノリの加工処理水の対策やEM菌の活用による水路の浄化を要望します。また、家庭排水の対策として合併浄化槽の設置促進や水門の定期的開閉による流水の確保も併せて要望します。

なお、水門の管理については、破損している箇所も見受けられるため、定期的点検や補修を強化していただくようお願いします。

対応課	生活環境課、水路課、農政課
18年度末 対応状況	<p>水路の悪臭を改善するには、汚水の流入抑止と流水の確保が肝要と考えます。よって、関係機関と協力し、集落内水路へ流水が入り易くなるように幹線水路の水量確保に努めていきます。</p> <p>市内には多数の水門があり、行政での定期的な点検は不可能な状況です。水門には地域の水門管理人がいますので、その方が行政区長を通じて水路課へ連絡いただければ、調査を行います。市所有の水門については、破損の程度に応じ修理の計画を立て対応に努めます。また、市以外が所管する水門につきましても、所管団体と連携し対応に努めていきます。</p>
19年度末 対応状況	<p>前年度同様、関係機関と協力し、幹線水路の水量確保に努めています。</p> <p>また、大和庁舎及び大和地内の各公民館にEMを配布しておりますので各地域での活用をお願いいたします。</p> <p>農業用水塩分対策に関しては、関係各課協議を重ね、平成19年10月2日に柳川市農業用水塩分対策協議会を設立しました。昭代・柳川南部・大和の3地区にブロック会議を設置し、各会議において対策を協議されています。農政課では、塩分濃度を定期的に測定し柳川農協営農センターに連絡し農家に周知しています。</p> <p>水門の修理につきましては、地域の管理人や行政区長からの連絡を受け、現地調査後、市所有のものについては緊急性を勘案し予算の範囲内で対応しています。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	<p>引き続き、関係機関と協力しながら、集落内水路へ流水が入り易くなるように幹線水路の水量確保に努めています。</p> <p>水門の修理につきましては、比較的小規模のものは、地元の「農地・水・環境保全向上対策事業」で対応していただけないかとお願いしています。</p> <p>それ以外は現地調査後、市所有のものについては緊急性を勘案し予算の範囲内で対応しています。</p>

	<p>農業用水塩分対策に関しては、対策協議会のブロック会議で具体的な塩分対策を協議し、施設園芸農業の振興を図ります。また、塩分濃度を定期的に測定し柳川農協営農センターに連絡し農家に周知しています。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 廃船問題への対応（P141：③漁港・漁場環境保全の推進）

～使われなくなった船が、船だまりや漁港にそのまま放置されており、景観を阻害しているだけでなく、河川の増水の際には流れ出す恐れがあるなど危険な状況にあります。これらの船を所有者や製造責任のある造船所等に撤去させるなど早期に問題が解決されるよう要望します。

対応課	水産振興課
18年度末 対応状況	<p>廃船処理は、船の所有者が処理するのが原則となっており、現在、放置されている廃船については、所有者の特定作業を行っています。</p> <p>また、所有者が特定できない廃船については、漁協はもちろん、国・県にも支援をお願いし、処理費用の問題や処理方法等を検討していく「廃船処理対策会議」の立ち上げに努めていきます。この中で、廃船処理の具体的な支援策を協議していくと共に、廃船処理計画の早期策定が出来るよう努めていきたいと考えています。</p>
19年度末 対応状況	<p>平成19年度に新たに国・県を交えた環境対策会議を設置し、関係者と協議を行いました。</p> <p>その結果、船の所有者が判明しているものについては、各漁協と連携しながら、除去命令を文書で勧告していくこととなり、現在、除去命令の手続き作業を行っています。</p> <p>所有者の不明な廃船についても、今後、この対策会議で処分方法を決定し、年次計画を立てて、廃船撤去の取組みを実施していきたいと考えています。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	<p>平成19年度末に関係各漁協を通じ、所有者の確認作業と同時に、撤去しなければ所有者へ除去命令の文書勧告を行うことを伝えました。</p> <p>その結果、20年度4月、矢部川筋中島漁港に放置された皿垣開漁協関係廃船において、漁協が主体となり所有者及び関係造船所と協力し、8隻処分が行われました。また、隣接する大和漁協関係廃船においても、漁協が主体となり、所有者不明船含め20隻程度処分されております。</p> <p>今後も早期に廃船が処分されるよう他の漁協へも協力要請を行うとともに、処分されない所有者判明船においては、文書勧告を行っていききたいと考えています。</p> <p>また、現在の調査段階で、所有者不明船においても、地元で使用された漁船がほとんどだと思われるため、関係漁協等と連携しながら随時追跡調査を行い、出来る限り所有者の特定に努めていきたいと考えています。</p>

5 福祉費用の低減のための事業検討 (P119 : (1) 健康管理の推進)

～医療費は年々増大しており、生活習慣病予防のモデル地区などを設置し、高齢者の寝たきりや認知症の減少につながる予防事業などを実施されることを要望します。

対応課	福祉課、健康づくり課
18年度末 対応状況	<p>高齢者の寝たきりや認知症の減少につながる予防事業については、全市的には「いきいきクラブ」(60歳以上を対象に、レクリエーションなどを月2回程度実施。参加無料)、大和地域では、「生きがいデイサービス」(介護保険の非該当高齢者を、大和総合保健福祉センターへ送迎して、食事や入浴、レクリエーションを行う。利用料1回650円)を実施しています。</p> <p>また、平成18年度の介護保険制度の改正に伴い、介護予防と自立支援の強化として、平成19年度から「介護予防教室」を実施することとしています。介護予防教室では、基本健康診査等で支援が必要と認められる人(特定高齢者)に対して、運動機能の向上や栄養に関する指導などを行います。</p> <p>また、昨年「高齢者の医療の確保に関する法律(高齢者医療法)」が可決されました。従来行われてきた保健事業は、画一的な集団教育でしたが、対象者を健診結果等により階層化し、中でもよりハイリスクの方に対して適切な指導、支援を行うことで、効果的、効率的に疾病予防や医療費抑制を図ることを目指しています。市では、法で義務づけられた「特定健診・保健指導」の目的・方法に沿って事業展開を図っていくため、実施計画策定等の準備を進めているところです。</p> <p>市の高齢者施策は、制度に沿って「特定高齢者」を把握するため、今年度より基本健康診査時に生活機能評価事業を併せて実施し、介護予防プランを作成し、3種(栄養改善、運動機能、口腔)の介護予防事業を平成19年5月から実施の予定です。</p> <p>予防事業の必要性については、「地域的課題」ではなく、全市的な課題と認識していますが、要望のありましたモデル事業は、一部地域で健康レベルの違う方々を対象に実施することになり、効率的かつ効果的な事業となりうるか疑問に感じるところがあります。</p> <p>生活習慣病対策によって、個々の健康状態が改善されれば、寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病の合併症を防ぐことができ、結果、要介護者の減少、介護給付費の抑制にもつながると考えられるなど長期的な展望も必要であると考えます。</p> <p>また、このようなサービスの対象とならない方に対する健康情報の提供等は必要であると考えておりますので、ぜひ「出張健康講座」をご利用いただきたいと考えています。今後、市民の健康維持・増進の実現と福祉費用の低</p>

	減が行われるような事業を実施していきたいと考えています。
19年度末 対応状況	<p>福祉費用の高騰につながる、高齢者の寝たきりや認知症の原因は、生活習慣病を原因とする脳血管疾患と骨・関節・筋組織の疾患が大半を占めています。このため、生活習慣病対策では、平成20年度からの生活習慣病に着目した「特定健診・特定保健指導」の実施に向け、「特定健康診査等実施計画」の策定に取り組みました。</p> <p>また、高齢者の寝たきりや認知症の減少につながる予防事業としては、前年度に引き続き、全市的には「いきいきクラブ」、大和地域では「生きがいデイサービス」、三橋地域では「地域デイサービス」を実施し、19年度中「いきいきクラブ」に延べ3,651人、「生きがいデイサービス」に延べ4,944人、「地域デイサービス」に延べ3,267人の参加がありました。</p> <p>骨・関節・筋組織の疾患の予防事業としては、高齢者の閉じこもりや低栄養などが原因となるため、19年5月より、「運動器の機能向上」（運動器の機能が低下しているおそれのある特定高齢者等にストレッチ、筋力向上運動等を実施。1クール12回・年3回）、「栄養改善」（低栄養状態のおそれのある特定高齢者等に、管理栄養士による栄養相談、栄養教育を実施。1クール8回）、「口腔機能の向上」（口腔機能が低下しているおそれのある特定高齢者等に、歯科医師・歯科衛生士による歯科保健教育、口腔機能訓練、口腔清掃の指導を実施。1クール6回・年2クール）を実施し、「運動器の機能向上」に186人、「栄養改善」に31人、「口腔機能の向上」に52人の参加がありました。</p> <p>さらに、高齢者一般対策としては、老人クラブや健康講座希望団体の要望に対し、出張健康講座を利用させていただくことで、健康の維持・増進の支援を行っていますが、19年度は、健康相談に3,257人、健康教室に3,259人参加がありました。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	<p>20年度からは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病予防対策として、「特定健康診査」「特定保健指導」の実施が各医療保険者に義務づけられました。</p> <p>柳川市国保においても「特定健康診査等実施計画」を策定し、「特定健康診査」「特定保健指導」に取り組んでいるところです。また、保険者に義務付けられた、「特定健康診査」「特定保健指導」は40歳から74歳までとなっていますが、柳川市国保では、30歳から39歳までの方について、国保生活習慣病予防健康診査を実施しています。このことにより、生活習慣病にならないための生活改善支援を行っています。</p> <p>また、65歳以上の介護保険の第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く。）については、生活機能評価を実施し、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防教室により、要介護状態等とならないよう、予防、軽減、悪化防止に取り組めます。</p>

高齢者の健康づくりとしては、昨年と同様「いきいきクラブ」、大和地域では、「生きがいデイサービス」、三橋地域では、「地域デイサービス」を実施し、介護予防事業についても、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」を引き続き実施します。また、出張健康講座では、より専門的に具体的な説明がされるよう外部講師による講座へと内容の充実を図りました。

なお、今後は各医療保険者で実施されている健診についての周知や、医療機関との連携を深め、予防から治療への流れがスムーズに行くよう働きかけを行い、合併症発祥に伴う、医療費の増加や、介護保険の利用とならないよう取り組んでいきます。

<その他委員からの意見>

◇ 撤去後のノリ網の袋詰めの啓発促進（P187：（3）清掃活動及び害虫対策の推進）

～撤去後のノリ網は、悪臭問題を引き起こしており、各漁協で袋詰めを行うよう指示していますが、徹底されていない状況にあります。行政の強い指導を要望します。

対応課	水産振興課、生活環境課
18年度末 対応状況	<p>撤去されて陸揚げされたノリ網の袋詰めの啓発促進については、昨年度から各漁協に対し、組合員へ袋詰めや袋から流れ出す液体についても出ないようにするよう徹底した指導を行っています。</p> <p>今年度も漁協の組合長や職員との環境会議を開催し、袋に詰めるときには、醗酵促進剤を投入して悪臭発生の抑止に努めることとし、袋に生産者名や生産者番号などを記載することにより、適正な管理がなされていないときには、漁協からすぐに指導が出来る体制をとっています。</p> <p>このような取組みにより、平成18年の春先からのハエの発生は激減してきており、市に対する苦情も、前年と比較にならないほど減っており、成果が上がっています。今後も、更に管理を徹底して実施していくように、漁協とも協議を重ねていくことにしています。</p>
19年度末 対応状況	<p>平成18年度から、撤去された海苔網の処理方法については、袋詰めをして醗酵促進剤を投入し、悪臭及びノリバエの発生抑止に努めてもらっています。</p> <p>管理については、各生産者が行うため、各漁協から徹底した指導を実施しており、悪臭及びノリバエの苦情については激減しています。</p> <p>平成19年度についても、昨年同様の指導を行っているが、一部、管理が徹底していない部分については、再度、漁協へ通達し、徹底した指導を行っています。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	<p>一部管理が徹底していないノリ網の一時保管場所において、ノリバエの発生を防ぐために周辺に消毒剤の散布を行い環境衛生の向上に努めています。</p> <p>また、今年度の秋芽ノリから、撤去されて袋詰めされた網には名前札を付け、誰の網であるかがすぐ分かるよう、指導の徹底を行っていくことにしています。</p> <p>また、年末や年度末には、市と漁協の合同パトロールや漁協単独のパトロールも実施するように計画しています。</p>

◇ 行政区の飛び地解消（P77：（４）行政区の見直し）

～行政区の加入は、本人の希望に任されている状況にあり、他地区に転居した場合でも以前の行政区に加入していることがあります。そのため、ごみ置き場の管理や一斉清掃などの活動に支障をきたしている地区も見受けられます。行政区の加入は、原則的に居住地におくように指導し、行政区に飛び地が発生しないよう要望します。

対応課	大和庁舎市民サービス課
18年度末 対応状況	<p>市としては、転入者に対しては行政区への加入の指導を行っています。指導の際には行政区に加入をしていないと不燃物のゴミ出し・収集、学校区、町内会費、配布物等諸々の問題が生じることもあわせて説明をしているところです。</p> <p>しかし、都市部からの転入者や若い方には行政区の加入について、前住所地の慣例とも比較し加入されない方があります。また、中島地域では、漁業組合との関係で独特な問題もあります。市の行政運営上、当然全ての方が居住地の行政区に加入していただくことを願っているところですが、今後、関係各課と連携し、転入者、転居者に対しましては、飛び地解消に向け理解を求め、業務を進めていきます。</p>
19年度末 対応状況	19年度も18年度同様の指導と説明をしているところです。
20年度 (H20.10) 対応状況	<p>引き続き同様の指導と説明を行っています。</p> <p>しかし、明確に行政区の境界が決まっていないところもあり、自宅を元の行政区外への新築や、分家のようになっているケースや、漁業組合の組合員資格で行政区を指定している等、線引きしていくことが困難な独特な問題もあって飛び地になっているところがあります。</p> <p>今後、「行政区適正化委員会」の意見等をふまえ、関係各課と連携し、飛び地解消に向け理解を求め、業務を進めていきます。</p>

◇ 国道208号線の歩道整備（P193：②交通環境の整備と充実）

～国道208号線は、旧大和町を南北に結ぶ主要な幹線となっており、多くの通勤・通学者が利用しています。慢性的に渋滞しており、交通事故も頻発している状況にあり、交通弱者である歩行者は、危険にさらされています。交通弱者の安全を考慮し、国道208号線の歩道整備を早急に行われることを要望します。

対応課	まちづくり課
18年度末 対応状況	大和地域における歩道の整備は、浦島橋の架け替えによる整備計画と、西鉄中島駅前通り線の国道208号タッチによる交差点改良計画があり、その他は地元要望による対応を行っている状況であります。なお、用地買収等を伴う要望箇所は、地権者の用地提供の協力が必要になります。
19年度末 対応状況	国道208号大和町区間の歩道整備については、浦島橋架け替え事業に伴う道路整備計画が具体化しつつあり、西鉄中島駅前通り線の国道208号タッチ付近の交差点改良工事が完了しました。 徳益地区から提出されている歩道設置要望に対しても、地権者との合意形成のための協議を進めています。
20年度 (H20.10) 対応状況	徳益地区の柳川自動車学校交差点改良について、測量を実施しました。 また、20年度内に、豊原小学校～上塩塚間（約450m）及び大和中学校～中島郵便局間（約1,100m）を国土交通省において、測量を実施する予定です。

◇ 申込窓口の一本化 (P67 : ⑥窓口業務の機能充実)

～施設や備品等の使用申請は、それぞれの担当課が所管しており、各庁舎や施設を直接訪ねなければならず、利用者に負担を与えている状況にあります。各庁舎にそれぞれの申請書を持ち合うなど1か所で使用申請ができるよう改善されることを要望します。

対応課	総務課、農政課、生涯学習課等関係各課
18年度末 対応状況	<p>現在、施設や備品等の貸し出しは、それぞれの担当課が行っており、利用する方は、それぞれの庁舎や施設に向いて申請していただくようになっており、大変ご迷惑をかけているかと思えます。</p> <p>ひとつの例として述べてある「各庁舎に利用しようとする各施設や備品等の使用申請書を1か所に持ち合う」ことは、すぐにでも可能かと思えます。</p> <p>ただし、使用申請は空き状況などを確認し、さらに施設の使用申請書の提出と使用料の入金があってはじめて、予約手続きの完了と見なしていますので、申請書の受領やその場での使用料の徴収などの問題が考えられます。今後は、関係各課と十分な協議の上でシステムの構築を検討していきます。</p>
19年度末 対応状況	<p>生涯学習課においては、所管している備品等の貸し出しについては、生涯学習課及び各公民館・体育施設での借用申請が可能ですが、施設の使用申請については、まだ利用しようとする施設のみでの対応となっています。</p> <p>今後は、所管課を越えた備品等の貸し出しや施設の利用に供することができるようなシステムの構築を関係各課と十分な協議のうえ検討していきます。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	前回回答時と状況は変わっておりません。

■新市建設計画の執行状況（計画に基づく主な事業）

□新市建設計画について

平成16年6月に合併協議会において、合併後10年間（平成17年度～26年度）の新市建設の指針として策定されたもので、新市の概況、まちづくりの課題、新市建設の基本方針、新市の施策、財政計画などがまとめられています。

□計画に基づく主な事業について

新市建設計画には、新市建設の基本方針として、産業振興、都市基盤、生活環境、福祉・保健・医療、教育・文化・スポーツ、住民参画・行財政の6つの柱により示しています。

合併後に取り組んできたそれぞれの柱ごとの主な事業（事業費の大きなもの）は次のとおりです（事業費は、平成17～19年度決算ベース。「住民参画・行財政」については省略。）

◇地域特性を生かした活力ある産業づくり（産業振興対策）

事業名	事業費	対象地域
農村総合整備事業	9億227万円	柳川、大和、三橋
漁港建設事業	19億4,392万円	柳川、大和
観光駐車場整備事業	7,783万円	柳川
柳川市民まつりへの補助	3,925万円	柳川、大和、三橋
からたち文人の足湯整備	6,978万円	柳川
高収益型園芸産地育成事業	1億3,043万円	柳川、大和、三橋
漁場環境保全創造事業	6,545万円	柳川、大和

◇豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり（都市基盤整備）

事業名	事業費	対象地域
柳川駅東部区画整理事業	32億9,173万円	三橋
密集住宅市街地整備促進事業	4億4,333万円	大和
沿岸道路へのアクセス道路整備	5億1,940万円	柳川、大和、三橋
三橋筑紫橋線都市計画街路事業	2億1,525万円	柳川、三橋
歴史を活かしたまちづくり事業	5億5,652万円	柳川
中山地区まちづくり事業	1億3,116万円	三橋
桜ノ木団地建替事業	4億4,671万円	三橋

◇安全で安心、うるおいのある生活環境づくり（生活環境対策）

事業名	事業費	対象地域
小型合併処理浄化槽設置事業	3億9,830万円	柳川、大和、三橋
消防署東部出張所建設	1億9,923万円	大和、三橋
消防ポンプ自動車購入	1億4,410万円	柳川、大和、三橋
地域防災計画策定	431万円	柳川、大和、三橋
塵芥処理費	11億3,161万円	柳川、大和、三橋

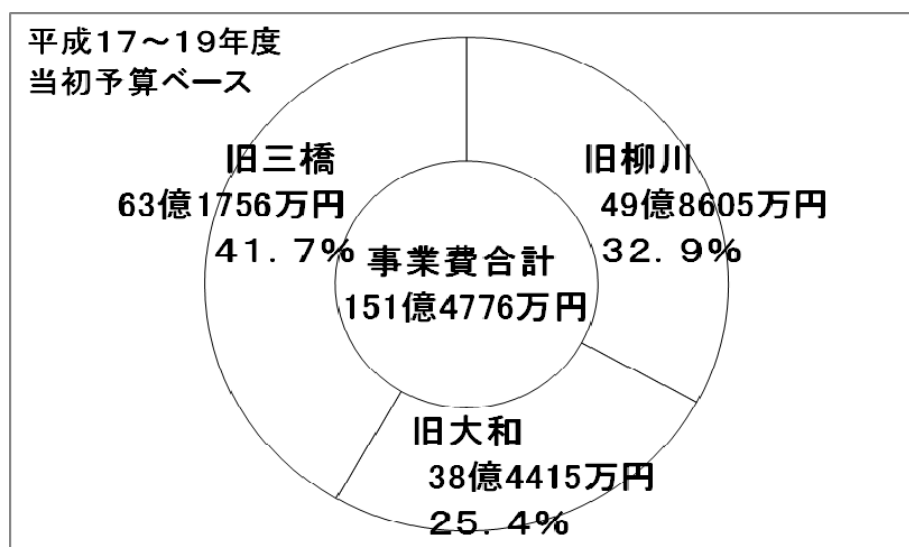
◇やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり（福祉・保健・医療対策）

事業名	事業費	対象地域
健康診査がん検診事業	4億381万円	柳川、大和、三橋
学童保育事業	1億3,268万円	柳川、大和、三橋
第3子以降の保育料の無料化		柳川、大和、三橋

◇魅力と個性ある教育・文化づくり（教育・文化・スポーツ振興）

事業名	事業費	対象地域
共同調理場建設	6億3,939万円	柳川
藤吉小学校校舎改築事業	9億2,495万円	三橋
皿垣小学校校舎大規模改造事業	5,601万円	大和
市民温水プール改修事業	1億6,190万円	柳川

※参考 ー旧市町ごとの普通建設事業費ー



■大和地域振興基金の用途について

□地域振興基金について

合併協定項目中の取り決めで、旧市町で積み立てていた基金の一部について、旧市町単位で新たに当該地域の振興に資する目的の基金（地域振興基金）を創設し、合併後 10 年間に限って特例的に運用することとされました。

◇ 合併協定項目より抜粋

基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

大和地域振興基金は、合併時に 6 億 2,000 万円が積み立てられ、平成 17 年度から平成 19 年度までについては、漁業団地建設・整備事業や皿垣小学校の改築事業などの財源として使われました。

3 年間で計 1 億 3,277 万 4 千円を活用し、平成 19 年度末の基金残高は、5 億 3,718 万 7 千円となっています。

平成 16 年度末残高		6 2 0, 0 0 0 千円	
平成 17 年度	積立額	4 7, 6 2 9 千円	【内訳】 大坪奨学金清算金 43,809 千円 福祉協会清算金 3,610 千円 利子収入 211 千円
	繰入額	2 0, 9 7 4 千円	【内訳】 環境整備事業補助金 15,784 千円 六合小学童保育 5,190 千円
平成 17 年度末残高		6 4 6, 6 5 5 千円	
平成 18 年度	積立額	8 7 3 千円	利子収入
	繰入額	7 1, 8 0 0 千円	【内訳】 漁業団地建設事業 41,000 千円 皿垣小大規模改造事業 15,000 千円 環境整備事業補助金 15,800 千円
平成 18 年度末残高		5 7 5, 7 2 8 千円	

平成 19 年度	積立額	1, 4 5 9 千円	利子収入
	繰入額	4 0, 0 0 0 千円	【内訳】 漁業団地整備費 40,000 千円
平成 19 年度末残高		5 3 7, 1 8 7 千円	

□各地域振興基金の状況

		柳川地域振興基金	三橋地域振興基金
H16 年度末残高		8 6 6, 5 9 2 千円	1, 8 3 0, 0 0 0 千円
H17 年度	積立額	4 5, 4 9 8 千円	4, 1 8 8 千円
	内訳	□福祉協会清算金 45,394 □利子収入 104	□福祉協会清算金 4,049 □利子収入 139
	繰入額	2 2, 8 5 6 千円	5 1, 4 6 6 千円
	内訳	□共同調理場調査 746 □地元出役報償費 5,999 □福祉巡回バス事業 4,706 □矢留小学童保育 11,405	□土地区画整理事業 50,000 □垂見小学童保育 1,466
H17 年度末残高		8 8 9, 2 3 4 千円	1, 7 8 2, 7 2 2 千円
H18 年度	積立額	1, 2 0 1 千円	2, 4 0 8 千円
	内訳	□利子収入 1,201	□利子収入 2,408
	繰入額	1 5 5, 7 0 0 千円	8 7, 0 0 0 千円
	内訳	□共同調理場建設費 145,000 □地元出役報償費 5,900 □福祉巡回バス運行 4,800	□土地区画整理事業 60,000 □藤吉小校舎等建設 27,000
H18 年度末残高		7 3 4, 7 3 5 千円	1, 6 9 8, 1 3 0 千円
H19 年度	積立額	1, 8 6 1 千円	4, 3 0 3 千円
	内訳	□利子収入 1,861	□利子収入 4,303
	繰入額	2 2, 7 0 0 千円	1 2 5, 0 0 0 千円
	内訳	□地元出役報償費 3,400 □強化磁器食器購入 19,300	□土地区画整理事業 60,000 □藤吉小校舎等建設 65,000
H19 年度末残高		7 1 3, 8 9 6 千円	1, 5 7 7, 4 3 3 千円